

国土交通省 告示第408・409・410・750号対応商品

製品名称 「M. シェードⅡ」 両側支持 一般地域型

サイズ:W54DY36-DF36 H26(柱標準位置)
耐積雪量20cm【比重0.3】

技術基準確認一覧表

【目次】

告示の条項 告示410号及び第750号

- 技術基準項目 (1) 適用範囲
- (2) 材料
- (3) 圧縮材の有効細長比
- (4) 柱の柱脚
- (5) 接合
- (6) 斜材・壁の配置
- (7) 柱の防火被覆
- (8) 防食措置
- (9) 耐久性の関係規定
- (10) 保有水平耐力計算の除外規定

告示の条項 告示409号

- 技術基準項目 (11) 許容応力度
- (12) 材料強度
- (13) 許容応力度等の基準強度

三協立山株式会社 三協アルミ社

技術基準確認一覧表

「M. シェードⅡ」

両側支持 一般地域型 サイズ: W54DY36-DF36 H26 (柱標準位置)

適合可否判定において

○: 告示の条項に該当し、問題なし

ー: 告示の条項には該当しない

告示の条項		技術基準項目	適合可否判定	製品仕様および解説
告示第410号 及び第750号	(1) 適用範囲	1 延べ面積は、200㎡以下か。	○	「M. シェードⅡ」 MSD-5436-DF36 の延べ面積は 18.59 m ² です。
		又は① 建築物の一部に設けた軽微な架構か。 (30㎡以下か)	ー	
		② 建築基準法施行令第八十二条各号及び 第八十二条の四に定めるところによる構造 計算によって安全性が確かめられた構造 方法で、かつ、次のイからへまでの項目に 該当するものか。	ー	
		イ 地階を除く3階以下のものか。	ー	
		ロ 高さ13m以下、かつ、軒の高さ9m以下か。	ー	
		ハ 柱間隔が6m以下か。	ー	
		二 延べ面積が500㎡以内か。	ー	
		ホ 地震力について、標準せん断力係数を0.3 以上として、構造計算にて安全性が確か められるものか。	ー	
		へ 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏 する場合において、筋かいの端部及び 接合部が破断しないことを確かめられる ものか。	ー	
		③ 許容応力度計算又はこれと同等以上に安 全性が確かめられた構造方法で、かつ、 次のイ～へまでに該当するものか。	ー	
		イ 高さ31m以下であるか。	ー	
		ロ 地上部分の塔状比が4以下であるか。	ー	
		ハ 剛性率、偏心率の規定を満たしているか。	ー	
	二 筋交いのβの応力割り増し、筋交い端部 の破断防止の規定を満たしているか。	ー		
	ホ 柱及びはりの区分に応じた幅厚比を満たし ているか。	ー		
	へ 構造耐力上主要な部分が座屈、破断等に よって、構造耐力上支障のある急激な耐力 の低下を生ずるおそれがないか。	ー		
	(2) 材料	1 構造耐力上主要な部分の材料は、 1.0mm以上か。	○	主要構造材の最低肉厚は、1.0mm以上を確保しており、 告示規定範囲内の基準に適合しています。 柱の肉厚: 1.8 mm 梁の肉厚: 2.0 mm
	(3) 圧縮材の有効細長比	1 柱は、140以下か。	○	規定数値以下であり、告示規定範囲に適合しています。 柱: 95.6
		2 柱以外は、180以下か。	ー	
	(4) 柱の柱脚	1 露出形式柱脚に適合しているか。	ー	以下の通り適合しています。 埋込み深さ: 500 ~ 702 mm 柱幅: 165 mm × 2 = 330 mm となっており柱幅の2倍以上を確保しています。 独立基礎であり、該当しません。 かぶり厚さ 217.5 mm ≥ 柱幅 165 mm 192.5 mm ≥ 柱幅 165 mm (土間コン併用の場合)
2 根巻き形式柱脚に適合しているか。		ー		
3 埋込み式柱脚に適合しているか。 又は構造計算による安全性の確認か。		○		
イ 柱の埋め込み深さが柱幅の2倍以上か。		○		
ロ 側柱又は隅柱は補強筋により補強されて いるか。		ー		
ハ コンクリートのかぶり厚さは柱幅以上か。		○		

告示の条項	技術基準項目	適合可否判定	製品仕様および解説	
	(5) 接合		軒高: 2.94 m、柱間隔: 3.43 mであり告示規定範囲内の基準に適合しています。	
	1	高力ボルト又はリベット接合か。		—
	又は①	溶接、摩擦圧接及び、摩擦攪拌による接合で、加熱の影響を評価した構造計算を行っているか。		—
	②	軒高: 9.0m以下・柱間隔: 6.0m以下で、ボルト又はタッピンネジによる接合か。		○
	2-1	応力の伝達方法 ボルトの接合規定に適合するか。		—
	2-2	応力の伝達方法 溶接の接合規定に適合するか。		—
	2-3	応力の伝達方法 タッピンネジの接合規定に適合するか。		—
	2-4	応力の伝達方法 ドリリングネジの接合規定に適合するか。		—
	3	実況に応じた一方向又は繰返し実験による安全確認した構造方法か。		○
	実大試験 (JIS-A-6604で規定する「金属製簡易車庫用構成材」に準じた試験方法)にて安全確認を実施しています。(前2項の適用除外)			
	(6) 斜材・壁の配置		屋根版(屋根ユニット)を間口、奥行き方向に均等に釣合いよく配置しています。 [参考] カーポート等の軽微な構造とする場合には、風による吹上等に配慮して設計されていれば、地震に対して十分な安全性が確保されることとなり、片持ち柱による支持形式又は両側支持形式でも、多くの場合問題ないと考えられる。「アルミニウム合金造技術基準解説及び設計・計算例」を引用)	
	1	全方向の水平力に対して釣合い良く配置しているか。		○
	(7) 柱の防火被覆		1階であり該当しません。	
	1	地階を除く3階以上の建築物の場合 令第70条に適合しているか。		—
	(8) 防食措置		接合金物等はJIS-A-6604「金属製簡易車庫用構成材」で規定する、接触腐食を起こさない材料又は表面処理を施した材料を採用しております。	
	1	異種材料との接触腐食対策を講じているか。		○
	(9) 耐久性の関係規定		7)項は該当しません。 8)項は適合しているため問題ありません。	
	1	前項: 7)~8)に適合しているか。		○
	(10) 保有水平耐力計算の除外規定		保有水平耐力計算を行っていないため、該当しません。	
	1	保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に、以下の項目を除外できる。		—
		前項(1) 適用範囲		
		前項(2)の肉厚1.0mm以上		
		前項(4) 柱の柱脚 前項(6) 斜材、壁の配置		
告示第409号	(11) 許容応力度		本製品に採用しているアルミニウム合金は、告示第408号に規定する、JIS-H-4100(押し出し形材)であり、アルミニウム合金材の種類及び質別ではA6063S-T5、T6により設計されています。 また、接合方法は告示410号で定めるボルト接合を採用しており、溶接軟化域の耐力低減には該当いたしません。	
	1	表中の数値に適合しているか。		○
	(12) 材料強度			
	1	表中の数値に適合しているか。	○	
	(13) 許容応力度等の基準強度			
	1	表中の数値に適合しているか。	○	